

要ク認メスト附合スル所アリ  
例ハ不平等ク  
ト違フモノアレハトテ今ニ時ニ  
工場主ノ諸員職工ノ收メリ  
工場主ハ諸員職工ノ收メリ  
比較シテ多ク改メリト  
ハ然ラハ将来ハ日給制度トシテ  
ラ段々ハク之ヲ變更セラレト  
為セレ處工場主ハ其ハ不可  
双方主張ク在テヤル為メ  
「レリ」  
職工側ハ本日も平常通り  
モ以上ノ如キ経過ニ付尚職工側  
暇モヤルハリノ恩料モラ  
石及申(函)報候也

特種券一九七六号

大正十一年二月十三日

大阪府知事池松時和

内務大臣床次竹二郎殿  
農商務省工務局長殿  
警視總監京都兵衛各廳府縣長官殿  
大阪地方裁判所検事正殿

小野鉄工造船所ニ於ケル労働争議ニ關スル件

(第三報)

職工側立憲労働会大及造船労働組合ニ於テ  
負トシテ三不良三郎中府伊太郎浦島情  
不栄太郎ノ代表者トシテ  
橋本其徳同トシテ去ル十日午四時  
橋本其徳(三田)要テ書ト由客令  
三田要(三田)要テ書ト由客令  
三田要(三田)要テ書ト由客令  
三田要(三田)要テ書ト由客令

内務大臣  
農商務省  
警視總監